

雇用シェア（在籍型出向）の取組等について

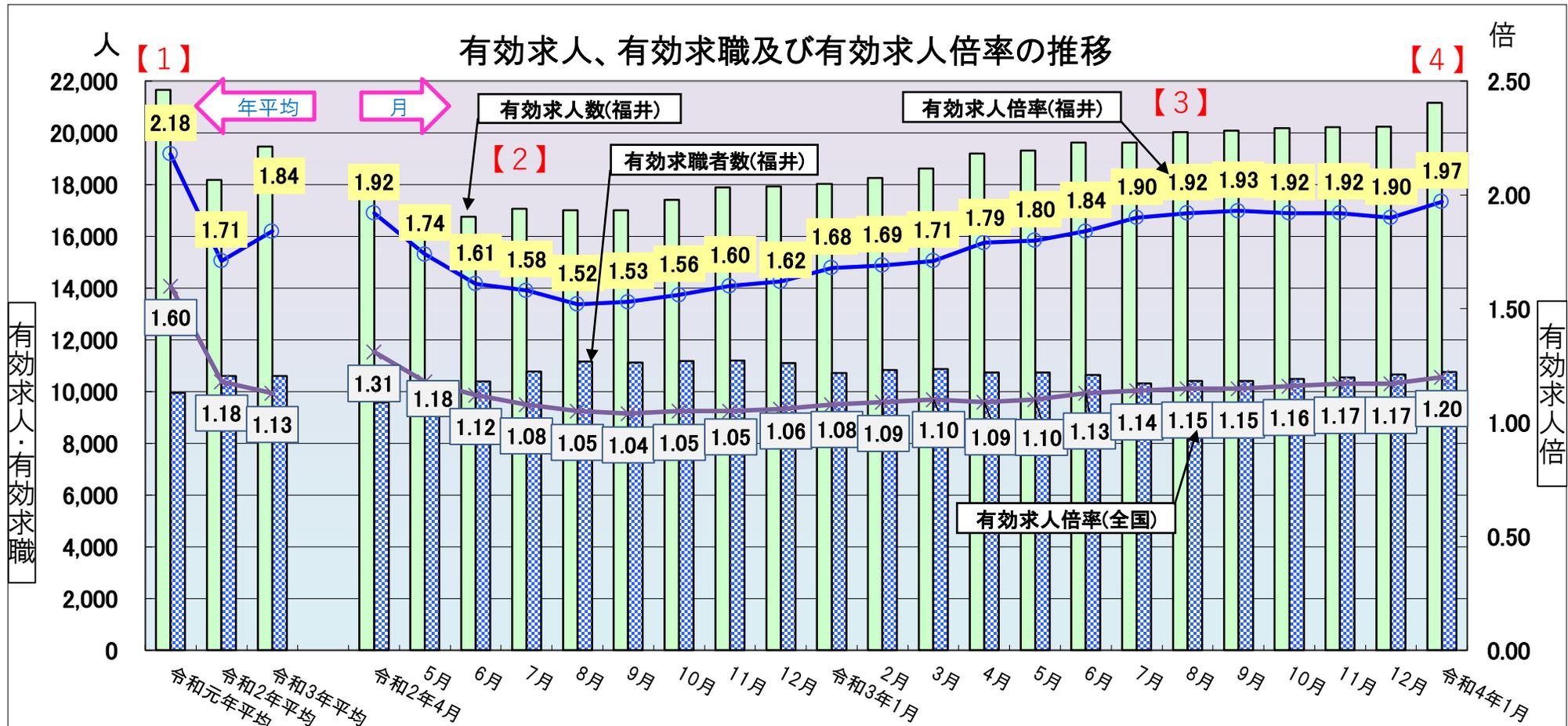
福井県における雇用失業情勢及び在籍型出向支援の取組について

令和4年3月

 福井労働局職業安定部

福井県の雇用失業情勢等①有効求人倍率

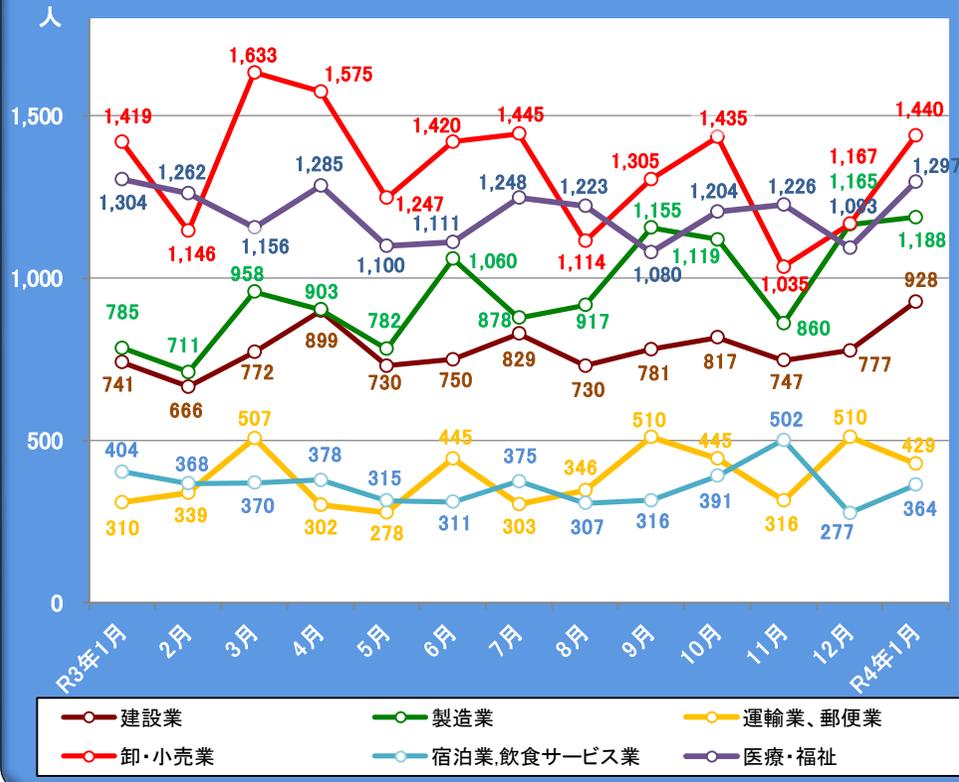
- 【1】 福井県の有効求人倍率（季節調整値・就業地別）は、令和元年平均で2.18倍となり、2倍を超える高水準で推移した。
- 【2】 令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの産業で求人が減少したことから、有効求人倍率は下降トレンドで推移した。
- 【3】 令和3年は、一部の産業で弱い動きがみられるものの、多くの産業で求人が増加し、求人が求職を大幅に上回って推移した。
- 【4】 令和4年1月の有効求人倍率は、1.97倍（全国1.20倍）となり、福井県の雇用失業情勢は、新型コロナウイルス感染症等が雇用に与える影響に注意を要するものの改善状況である。



(注) 求人数は、令和3年9月以降の雇用失業情勢の発表資料から、令和3年8月までの過去の数値を含めて就業地別の数値である。

福井県の雇用失業情勢等②産業別の求人動向

図1) 主要産業の新規求人数の推移 (原数値・実数)



産業別の新規求人動向

○産業別の新規求人数は、令和3年1月以降において、特に製造業の求人の増加が著しい。なお、令和4年1月末時点では、卸売業・小売業が最も多く、次いで医療・福祉、製造業、建設業の順となった。

(図1参照)

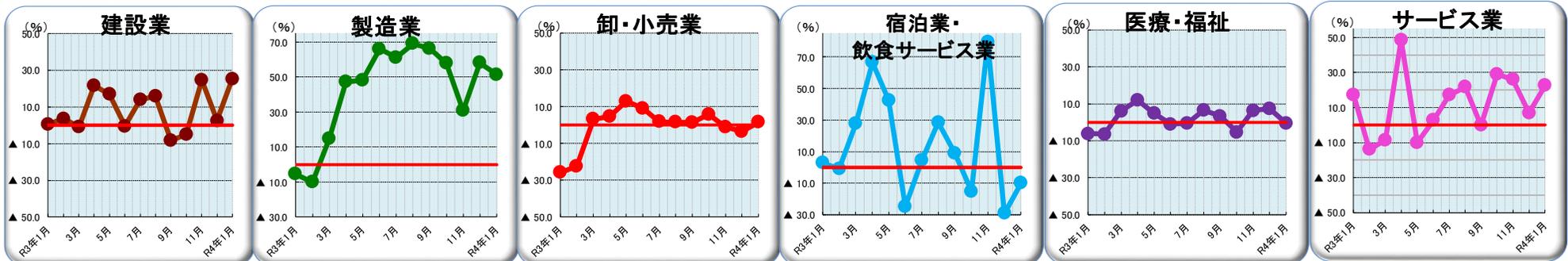
○令和2年度においては、コロナ禍の影響により特に製造業や宿泊・飲食サービス業などの産業、また、産業を問わず多くの企業において前年同月比で求人が減少した。

令和3年度は、主要産業のほとんどの求人で前年同月比で増加したが、宿泊業・飲食サービス業においては前年を下回る月もみられた。

(図2参照)

図2) 主要産業の新規求人数の推移 (原数値・前年同月比)

* 図の中央赤線より上に位置すれば、対前年同月比でプラスの状態



福井県の雇用失業情勢等③ 労働市場の需給状況(送出企業)

▶雇用調整助成金等の申請・支給決定状況(送出企業となり得る企業の参考情報として)

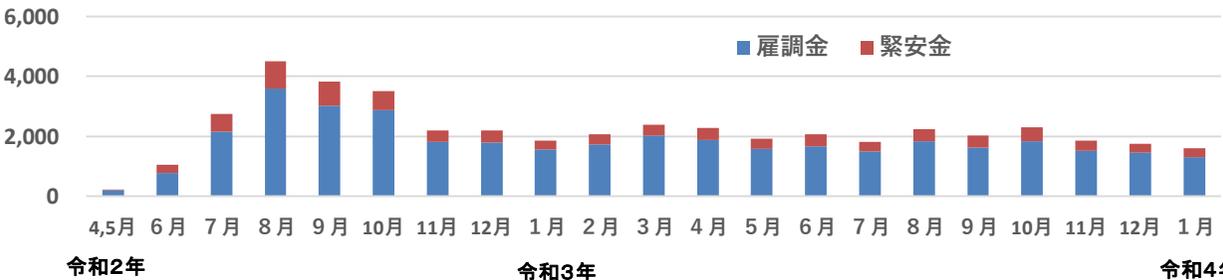
- 福井県における令和2年4月から令和4年1月までの雇用調整助成金(以下「雇調金」という。)と緊急雇用安定助成金の申請・支給決定状況をみると、令和2年8月までは急増したものの、同年11月以降は横ばいとなっている。(図1・図2参照)
- 雇調金の支給決定を産業別割合でみると、【1】製造業が最も多く、次いで【2】卸売業、小売業、【3】宿泊業、飲食サービス業となっている。(図3参照)

図1) 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金 申請件数



	4,5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
雇調金	365	1,271	1,980	3,951	3,031	2,286	1,710	1,784	1,611	1,676	2,031	1,829	1,684	1,608	1,467	1,792	1,724	1,764	1,472	1,443	1,321
緊急安金	26	258	753	1,113	800	473	369	361	338	352	431	304	292	398	351	363	307	460	357	307	275
計	391	1,529	2,733	5,064	3,831	2,759	2,079	2,145	1,949	2,028	2,462	2,133	1,976	2,006	1,818	2,155	2,031	2,224	1,829	1,750	1,596

図2) 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金 支給決定件数



	4,5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
雇調金	193	777	2,158	3,598	3,014	2,865	1,811	1,798	1,553	1,732	2,030	1,880	1,571	1,668	1,487	1,840	1,624	1,836	1,510	1,442	1,309
緊急安金	17	267	587	911	815	654	388	388	292	333	345	395	354	391	321	388	389	459	342	314	292
計	210	1,044	2,745	4,509	3,829	3,519	2,199	2,186	1,845	2,065	2,375	2,275	1,925	2,059	1,808	2,228	2,013	2,295	1,852	1,756	1,601

図3) 雇用調整助成金支給決定事業所 産業別割合一覧

産業	2年度	3年度
農業・林業・漁業等	0.2%	0.2%
建設業	6.1%	6.4%
製造業 【1】	41.4%	38.1%
食料品製造業	2.5%	3.1%
繊維工業	12.5%	12.8%
金属製品製造業	2.8%	2.6%
はん用機械器具製造業	1.3%	1.2%
電気機械器具製造業	2.0%	1.2%
輸送用機械器具製造業	0.3%	0.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0%	0.0%
情報通信業	1.2%	1.2%
運輸業、郵便業	5.1%	5.6%
卸売業、小売業 【2】	17.4%	18.8%
金融業、保険業	0.3%	0.3%
不動産業、物品賃貸業	1.3%	1.3%
学術研究、専門・技術サービス業	2.6%	2.6%
宿泊業、飲食サービス業 【3】	10.7%	13.8%
生活関連サービス業、娯楽業	5.8%	5.0%
教育、学習支援業	0.6%	0.3%
医療、福祉	2.7%	1.7%
複合サービス事業	0.3%	0.2%
サービス業	4.3%	3.5%
公務・分類不能の産業	0.0%	0.1%

福井県の雇用失業情勢等④ 労働市場の需給状況(受入企業)

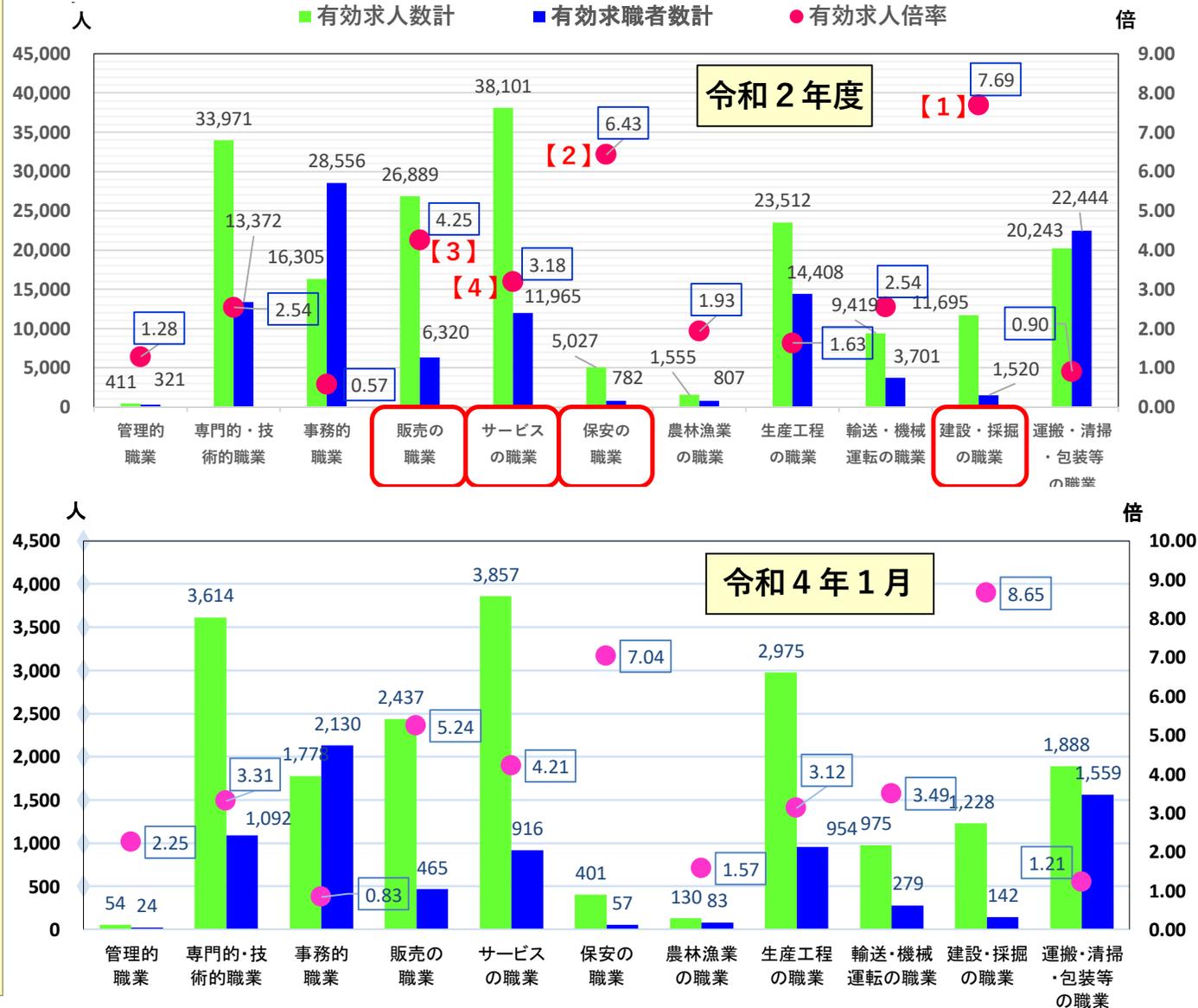
▶職種別バランスシート状況 (受入企業となり得る企業の参考情報として)

○令和2年度の求人・求職の職種別バランスシート(右図上参照)をみると、
【1】「建設・採掘の職業」が7.69倍と最も多く、次いで
【2】「保安の職業」が6.43倍、**【3】**販売の職業」が4.25倍、**【4】**「サービスの職業」が3.18倍となっている。

○直近の令和4年1月をみても同様の職種において求人倍率が高く、人材の受入需要が高い状況となっている。

*右図において、有効求人倍率(ピンク色・丸形表示)が高い位置にあるほど、人材の需要度が高い職業であるといえる。

図) 求人・求職の職種別バランスシート(上:令和2年度・下:令和4年1月)



産業雇用安定助成金の活用状況について

福井県における産業雇用安定助成金の活用状況は、2月11日現在で実施計画届受理が6件（労働者数9人）、となっている。実施計画届の企業規模は中小企業で、業種は出向元事業所が卸売・小売業、出向先事業所は製造業となっている。

引き続き助成金制度の周知を強化し、活用促進を図る必要がある。

産業雇用安定助成金 出向計画受理・支給決定状況（福井県・全国 2月11日現在）

	計画届受理件数		
	出向労働者数	出向元事業所数	出向先事業所数
福井県	9	6	6
全国	10,489（※）	1,069	1,751

（※内訳）産業雇用安定助成金 企業規模別出向労働者数の状況（全国 2月11日現在）

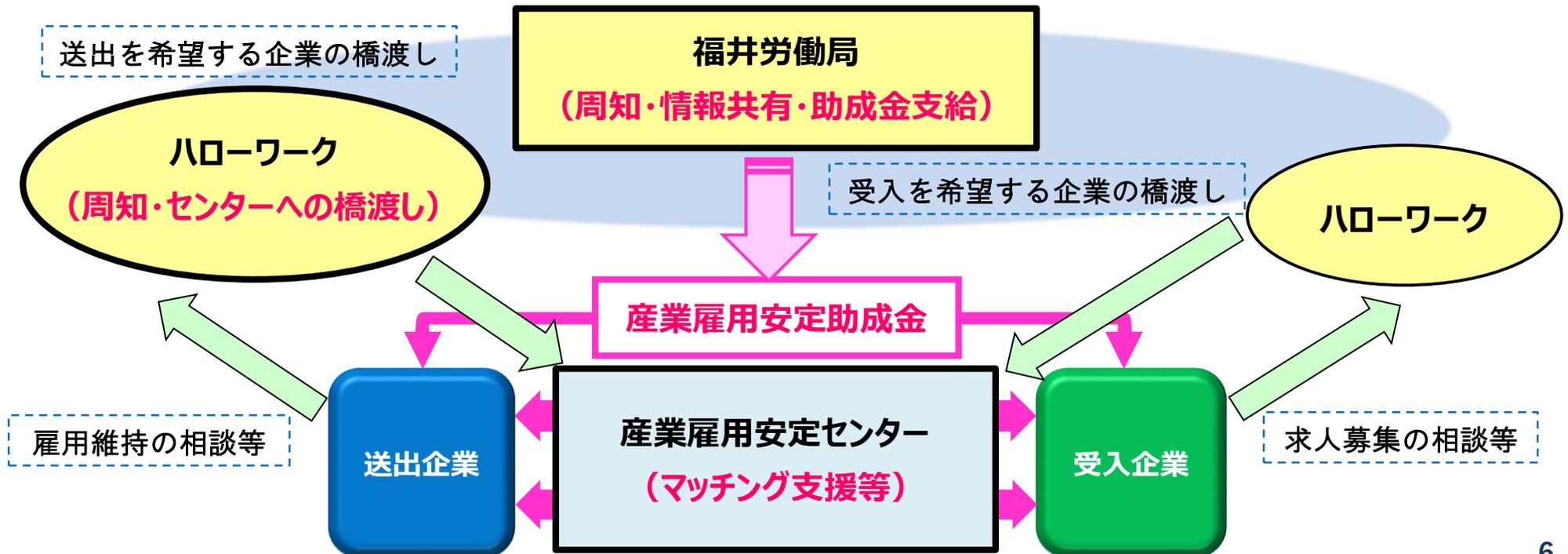
出向先 \ 出向元	大企業	中小企業
大企業	2,271	2,000
中小企業	1,608	4,495
官公庁	64	51

（注）令和3年2月5日（制度創設日）～令和4年2月11日実績

福井労働局における在籍型出向支援の取組について 概要

取組概要

- 福井労働局では、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な事業縮小を余儀なくされ、雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足が生じている企業との間で在籍型出向により雇用を維持する取組の支援を強化している。
- 具体的には、リーフレット等を活用して周知を強化するとともに、各ハローワークの窓口や企業訪問先において、把握できた送り出しや受け入れを希望する企業について、産業雇用安定センターへ円滑に橋渡しをする取組を行っている。



福井労働局における在籍型出向支援の取組について

福井労働局の取組事例

➤取組事例① 福井労働局ホームページに専用ページを開設【P8～P10】

○福井労働局ホームページ内に、専用ページ「在籍型出向等支援制度」のご案内を新たに開設。「在籍型出向」の活用について、事業主向けに情報発信を行っている。

➤取組事例② リーフレットの作成・配布【P11～P12】

○在籍型出向を推進するためには、「産業雇用安定助成金」の周知もマッチング支援とセットで行うことが重要であることから、「産業雇用安定助成金」について、1枚のリーフレットで分かるようにとのコンセプトを基に福井労働局独自のリーフレットを作成し、本省作成リーフレットと併用し事業主に周知、活用の勧奨を行っている。

➤取組事例③ アンケートの作成・配布・分析【P13～P15】

○在籍型出向の意向を確認するためのアンケート用紙を作成し、事業主が雇用調整助成金の申請のため窓口に来所した際や、ハローワーク職員が事業所訪問をした際などに配布したり、雇用調整助成金を活用している事業主に対して、支給決定通知とともにリーフレットとアンケート用紙を同封したりするなど、在籍型出向支援の勧奨を行っている。
また、支援を希望する企業情報を産業雇用安定センターに提供する取組を行っている。

福井労働局における在籍型出向支援の取組について①ホームページ

福井労働局ホームページ トップページ

The screenshot shows the homepage of the Fukui Labour Office. At the top, there is a navigation bar with a search box and a 'ホーム' (Home) button. Below this is a main menu with categories like 'ニュース&トピックス', '各種法令・制度・手続き', '事例・統計情報', '窓口案内', and '労働局について'. A red warning icon and a link for '新型コロナウイルス感染症に関する労働者・企業の方向けの情報【雇用調整助成金等】' are visible. The main content area features a large image of a dinosaur museum with several blue buttons for services: '★★学生及び就職氷河期応援特設サイト★★', '外国人雇用対策', '働き方改革', 'ハロートレーニング®（公的職業訓練）', '職員採用情報', and '行政運営方針'. Below this is a section titled '目的や内容で探す' (Search by purpose or content) with three buttons: '事業主の方' (Business Owners), '就労中の方' (Currently Working), and '求職中の方' (Job Seekers). The '事業主の方' button is highlighted with a red box. To the right, there is a yellow box for '最低賃金 858円/時間' (Minimum Wage 858 yen/hour) for October 1, 2023. A red arrow points from the '事業主の方' button to a light blue callout box.

厚生労働省
福井労働局
～ウィズ・ポストコロナ時代のふくいを「働く」を支えます～

↑ ホーム

Google カスタム検索 検索

本文へ お問い合わせ よくあるご質問 サイトマップ

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 窓口案内 労働局について

⚠️ ▶ [新型コロナウイルス感染症に関する労働者・企業の方向けの情報【雇用調整助成金等】](#)

★★学生及び就職氷河期応援特設サイト★★

外国人雇用対策
高齢者雇用対策
障害者雇用対策

働き方改革

ハロートレーニング®（公的職業訓練）

職員採用情報

行政運営方針

目的や内容で探す

事業主の方
就労中の方
求職中の方

LINE 福井労働局・ハロートレーニング公式LINE

最低賃金
858円/時間
令和3年10月1日～
▶ [最低賃金の詳細](#)

「事業主の方へ」をクリックしてください。

事業主の方向け 専用ページ

利用者別・目的別

- ▶ 事業主の方へ
 - ▶ 事業主向け各種情報
 - ▶ 雇用促進税制拡充のご案内
 - ▶ 契約社員、パート、派遣社員などのキャリアアップガイドができました!
 - ▶ 介護労働者雇用管理責任者講習
- ▶ 就労中の方へ
- ▶ 求職中の方へ
- ▶ 目的・内容でさがす
- ▶ 統計情報

● 関連リンク

- ▶ 福井労働局 及び 出先機関の所在地・地図
- ▶ 労働基準監督署 からのお知らせ
- ▶ ハローワーク からのお知らせ
- ▶ ハローワーク インターネットサービス

事業主の方へ

- ▶ [各種助成金制度](#) 2017年12月 15日
- ▶ [労働契約法\(有期持借法\)](#) 2017年03月 10日
- ▶ [様式集](#) 2017年03月 10日
- ▶ [育児・介護休業法について](#) 2017年02月 08日
- ▶ [男女均等・育児介護・ハラスメント等はこちら](#)
- ▶ [事業主向け各種情報](#)
- ▶ [雇用促進税制のご案内](#)
- ▶ [多様な人材活用で輝く企業応援サイト](#)
- ▶ [ユースエール認定企業について](#)
- ▶ [介護労働者雇用管理責任者講習 \(厚生労働省委託事業\)](#)
- ▶ [「正規雇用労働者の中途採用比率」の公表をお願いします \(厚生労働省HPへ\)](#)
 - ▶ ・常時雇用する労働者が301人以上の企業は、中途採用比率を公表する必要があります
- ▶ [公正な採用選考をお願いします\(厚生労働省公正採用選考特設サイトへ\)](#)
- ▶ [新たな履歴書の様式例を作成しました 厚生労働省履歴書様式例\(EXCEL\)](#)
- ▶ [登記事項証明書等の請求にはオンラインでの手続きが便利です【法務局HP】](#)
- ▶ [「在籍型出向等支援制度」のご案内](#) ～在籍型出向による雇用の維持を支援します～
- ▶ [ハローワークインターネットサービス機能充実のご案内](#) ～求人者マイページを活用しましょう～

「在籍型出向等支援制度のご案内」
をクリックしてください。

在籍型出向等支援制度 専用ページ

The screenshot shows a web browser window with the URL <https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/ne>. The page title is 「在籍型出向等支援制度」のご案内. The main heading is 「在籍型出向等支援制度」のご案内. Below it is a sub-heading 「～在籍型出向による雇用の維持を支援します～」. The text explains that due to the impact of the COVID-19 pandemic, it is important to maintain employment for employees. The page offers support for outplacement, including information sharing and job opening expansion. A sidebar on the right contains a menu with items: お役立ち情報 (expanded), 法令・様式集, パンフレット・リーフレット上, 調達・売払情報, 電子申請 (e-Gov), 個人情報保護について, and ご注意ください. Below the sidebar is a section for 関連機関 (expanded).

在籍型出向

専用ページでは、「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」や「在籍型出向解説動画」など閲覧でき、分かりやすく紹介しています。

福井労働局における在籍型出向支援の取組について②独自リーフレット

表面

(事業主の方へ)

労働者の雇用維持や人手不足解消のために 助成金を活用した “在籍型出向”を取り入れてみませんか？

福井労働局・ハローワークでは、福井県や産業雇用安定センターなど関係機関と連携して、在籍型出向を活用する企業の支援に取り組んでいます。

在籍型出向のマッチング支援

*裏面には、マッチングの事例等をご紹介します。

(公財) 産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料でを行っています。

在籍型出向のマッチング支援についての相談や興味がある送り出し希望の事業主や受け入れ希望の事業主の方は、まずは次の連絡先までお気軽にご連絡ください。

(公財) 産業雇用安定センター 福井事務所
福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル4階 ☎ 0776-24-9025

在籍型出向の助成制度

*裏面には、本助成金の概要等をご紹介します。

福井労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金」による支援を行っています。

産業雇用安定助成金の申請先は福井労働局になります。本助成金の相談や興味がある事業主の方は、次の連絡先までお気軽にご連絡ください。

福井労働局 職業対策課
福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階 ☎ 0776-22-2683

裏面

福井県における在籍型出向支援の取組

【福井県における在籍型出向のマッチング事例】

	送り出し企業	送り出しの理由	受け入れ企業	受け入れの理由	出向者数
事例	金属製品製造業	・新型コロナウイルス感染症の影響により需要が落ち込んでいる。 ・休業ではない方法で熟練工の雇用の維持を図りたい。	食料品製造業	・これまで人手不足が続いており苦慮してきた。 ・特に冬場の人員確保は深刻な問題であり、一時的な出向でもよいので受け入れたい。	10名

【福井県における在籍型出向支援の取組】

福井県では、労働局をはじめ労働団体、経済団体等の関係機関と協働し、「福井県雇用シェア促進協議会」を設置し、産業雇用安定センターへの企業紹介やモデル企業のPRなどを通し、本県における在籍型出向を促進しています。

在籍型出向について関心をお持ちの事業主の方は、是非、表面に記載のある産業雇用安定センターにご連絡ください。

産業雇用安定助成金のご案内

【対象となる事業主】

- ① 出向元事業主
新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として在籍型出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主
- ② 出向先事業主
当該労働者を受け入れる事業主（“解雇等”や“雇用量の減少”がないこと。）

【対象となる期間】

雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提となります。出向期間が1ヶ月以上2年未満の出向が対象（助成金の支給は、対象労働者1人あたり12ヶ月が限度）

【助成率・額】

- 出向運営経費
出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成
 - ・ 出向元が労働者の解雇などを行っていない場合 9/10（中小企業以外3/4）
 - ・ 出向元が労働者の解雇などを行っている場合 4/5（中小企業以外2/3）
 - ・ 上限額（出向元・出向先の合計） 12,000円/日
- 出向初期経費
就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成
 - ・ 助成額 各10万円/1人当たり（定額）
 - ・ 加算額（※） 各5万円/1人当たり（定額）
 ※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

【助成金活用の参考例】

例えば・・・5名の従業員がいる企業で、コロナ禍の影響により事業場の全部を一時的に休業せざるを得ない場合において、5名のうち3名の従業員は、休業状態が想定より早く解消された場合に備え、「雇用調整助成金」を活用した休業を行い、2名の従業員分については一定期間の休業が確実であるため、従業員の同意の下、「産業雇用安定助成金」を活用した出向により雇用の維持を図るなど、状況により2つの雇用維持のための助成金を活用することもできます。

* その他申請方法や支給要件等については、厚生労働省HPに『産業雇用安定助成金のガイドブック』又は『支給要領』に詳細が掲載されています。申請の際は、必ずご確認ください。

福井労働局における在籍型出向支援の取組について②本省リーフレット

裏面

表面

労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま／人材を確保したい事業主の皆さまへ

在籍型出向で 従業員の雇用を守りませんか？ 人材を確保しませんか？

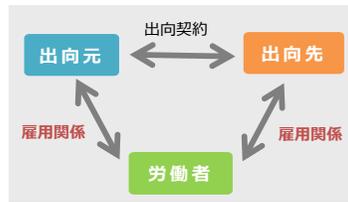
新型コロナウイルスの影響で仕事が減って人手が余った企業が雇用を維持するために、人手を借りたい企業へ一時的に出向しているケースが増えています。皆さまも、人材に関するお悩みを「在籍型出向」で解決してみませんか？



出向ハンドブック 助成金ガイドブック

「在籍型出向」とは？ ▶詳しくは出向ハンドブック8ページ

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。



「在籍型出向」の事例 ▶詳しくは出向ハンドブック2ページ

旅行代理店（出向元）	保育所（出向先）
インバウンド観光客を対象とする旅行企画・営業がほとんど稼働していないため、雇用過剰となっている。旅行需要が回復するまで従業員の雇用維持を図りたい。 <企業規模：30～49人>	保育所での給食の調理補助者が育児休業を取得することになったので、1年間限定で勤務してくれる方を探している。 <企業規模：50～99人>

出向期間12か月 出向労働者1名

「在籍型出向」のメリット ▶詳しくは出向ハンドブック6ページ

実際に在籍型出向を実施した企業（出向元・出向先）や出向労働者へのアンケート結果です。

出向元企業	出向先企業	出向労働者
<ul style="list-style-type: none"> 出向労働者の労働意欲の維持・向上につながる（63%） 出向労働者のキャリア形成・能力開発につながる（59%） 出向期間終了後、出向労働者が自社に戻ってくることが確実である（56%） 出向労働者への刺激になり、自社の業務改善や職場活性化に期待ができる（50%） 	<ul style="list-style-type: none"> 人手不足が解消され、自社の従業員の業務負担を軽減できる（75%） 社会人としての基礎スキルや職務に必要な職業能力を持った人材を確保できる（52%） 自社の従業員への刺激になり、業務改善や職場活性化が期待できる（42%） 新たに採用するよりも人材育成のコストを抑制できる（38%） 	<ul style="list-style-type: none"> 出向先での新しい仕事の経験がキャリアアップ・能力開発につながる（57%） 出向元での雇用が維持されているので安心して働くことができる（46%） これまでどおりの収入を確保できたため生活面の安定が図られる（38%）

「在籍型出向」を開始するまでのステップ

- ステップ 1 **出向元 出向先** ▶詳しくは出向ハンドブック10ページ
出向の相手を見つける
- 在籍型出向を実施した企業によると、出向の相手先は、もともと取引関係のある企業であった場合が約半数、公的機関からの紹介による場合が約2割程度です。
 - （公益財団法人）産業雇用安定センターは、出向のマッチング支援を無料で行っていきます。全国47都道府県の事務所に配置しているコンサルタントが、出向の相手先を一緒に見つけてくれたり、出向契約締結のサポートを実施したりしています。（3ページ参照）
- ステップ 2 **出向元 労働者** ▶詳しくは出向ハンドブック16ページ
労働者の個別同意や就業規則等の整備、労使の話し合い
- 在籍型出向を命じるには、労働者の「個別的な同意を得る」か、または「出向先での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方などが就業規則や労働協約等によって労働者の利益に配慮して整備されている」必要があるとされています。
 - 産業雇用安定助成金（4ページ参照）を活用する場合は、労働者の「個別的な同意」を必ず得ることに加え、書面で労使協定を締結する必要があります。
- ステップ 3 **出向元 出向先** ▶詳しくは出向ハンドブック20ページ
出向契約の締結
- 出向期間や出向中の労働条件、賃金負担などについて、両社と労働者でよく話し合った上で出向契約を締結します。
- ステップ 4 **出向先 労働者** ▶詳しくは出向ハンドブック25ページ
出向期間中の労働条件等の明確化
- 労働者に対し、労働条件を明確にする必要があります。この労働条件は、出向に際して出向先企業が明示することになりますが、出向元が出向先に代わって明示しても問題ありません。
- ステップ 5 **出向元 出向先 産業雇用安定助成金を活用する場合** ▶詳しくは助成金ガイドブック23ページ
産業雇用安定助成金出向実施計画の届け出
- 産業雇用安定助成金を活用する場合は、出向開始前に「出向実施計画届」を都道府県労働局・ハローワークに提出※してください。※出向元が出向先の分もまとめて提出してください。
- 出向開始
- ステップ 6 **出向元 出向先 産業雇用安定助成金を活用する場合** ▶詳しくは助成金ガイドブック28ページ
産業雇用安定助成金の支給申請
- 産業雇用安定助成金を活用する場合は、計画届提出の際に選択した支給申請期ごとに「支給申請書」を都道府県労働局・ハローワークに提出※してください。※出向元が出向先の分もまとめて提出してください。

厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しています！

・具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のいろはが分かる「在籍型出向」基本がわかる「ハンドブック」
 ・各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内やセミナー開催情報などを順次掲載していますので、あわせてご利用ください。



厚生労働省HP

福井労働局における在籍型出向支援の取組について③アンケート

在籍型出向に関する意向アンケート **表面**
 【表面(裏面もあります)】

裏面
 【裏面】

福井労働局・ハローワークでは、福井県や(公財)産業雇用安定センター福井事務所等と連携し、在籍型出向の推進に取り組んでいます。

本アンケートは、コロナ禍による休業等に際し、従業員の雇用維持に取り組んでいる事業所の皆様方に、在籍型出向の活用に関する意向を把握し、産業雇用安定センターへ情報を集約することにより、当該取組を支援することを目的として実施しています。他の目的に利用することはありませんので、本アンケートに是非回答いただきますよう、ご協力をお願いします。

(注)本アンケートを既に提出いただいた事業所におかれましては、再度の提出は不要です。但し、在籍型出向の活用・支援について関心がない又は希望しないと回答した後在籍型出向の検討を始め支援が必要となるなど、当該内容に変更が生じた場合は、改めて提出いただきますようお願いいたします。

～ 在籍型出向の取組に関する貴事業所の意向についてお伺いします～

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった事業所が、従業員の雇用の維持を図りつつモチベーションの低下を防ぎ、従業員に他社の業務を経験させることによりキャリアアップを図るため、従業員に休業を命じる以外に在籍型出向により雇用の維持する方法があります。貴事業所において、在籍型出向による雇用の維持の取組に関心はありますか。

(該当する番号に丸を付してください。以下、同じ。)

- ① 関心がある } 2へお進みください
 ② 少し関心がある }
 ③ 関心がない → 5(裏面)へお進みください

- 2 上記1で①・②と回答した事業所の方にお伺いします。

(公財)産業雇用安定センター(以下「センター」という。)では、出向先と出向元の双方の事業所についてマッチング支援を行う等、在籍型出向を活用して、従業員の雇用維持を図る事業所を無料で支援しています。センターとの相談を希望しますか。

- ① 在籍型出向について検討したいため、センターとの相談を希望したい } センターに情報提供
 ② 関心はあるが、内容が分からないため、一度センターに話を聞いてみたい } させていただきます
 ③ センターとの相談を希望しない

- 3 上記2で①・②と回答した事業所の方にお伺いします。

どのような内容について相談等を希望しますか(複数回答可)。

- ① 在籍出向全般に関すること
 ② 出向先事業所の確保に関すること
 ③ 社内規定(就業規則・労働契約)の整備に関すること
 ④ 出向労働者の賃金等の処遇や労働条件に関すること
 ⑤ 出向先事業所との出向契約(出向負担金の割合等)に関すること
 ⑥ 助成金制度に関すること
 ⑦ その他(下欄に当該理由を記入ください)

～以下は、今後、当局が在籍型出向を推進するに当たり参考と致したくお伺いします～

- 4 上記1で①・②と回答した事業所の方にお伺いします。

在籍型出向に関心がある理由は、次のいずれに該当しますか(複数回答可)。

- ① 休業による従業員のモチベーションの低下が懸念されるため
 ② 従業員のキャリアアップを図るため
 ③ 休業以外に雇用維持の方法を検討したいため
 ④ これまでも在籍型出向を行ったことがあるため
 ⑤ 会社の資金負担を軽減したいため
 ⑥ その他(下欄に当該理由を記入ください)

- 5 上記1で③と回答した事業所の方にお伺いします。

在籍型出向に関心がない理由は、次のいずれに該当しますか(複数回答可)。

- ① 休業による雇用の維持が、社内事情から最も適切な方法と思われるため
 ② 在籍型出向について、そもそもよく分からないため
 ③ 社内手続の方法が分からないため
 ④ 出向先事業所の確保が困難と思われるため
 ⑤ 出向労働者の選定が困難と思われるため
 ⑥ その他(下欄に当該理由を記入ください)

以下、事業所名等の記入をお願いします。

事業所名	
住所	
TEL/担当者名	☎ /

～ご協力いただき、ありがとうございました～

◎本アンケートの提出先・お問合わせ先
 福井労働局職業安定部職業安定課 担当：山下、黒瀬
 〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階
 TEL 0776-26-8609
 FAX 0776-27-5320

ご提出は郵送又はFAXにてお願いいたします。

福井労働局における在籍型出向支援の取組について③アンケート概要

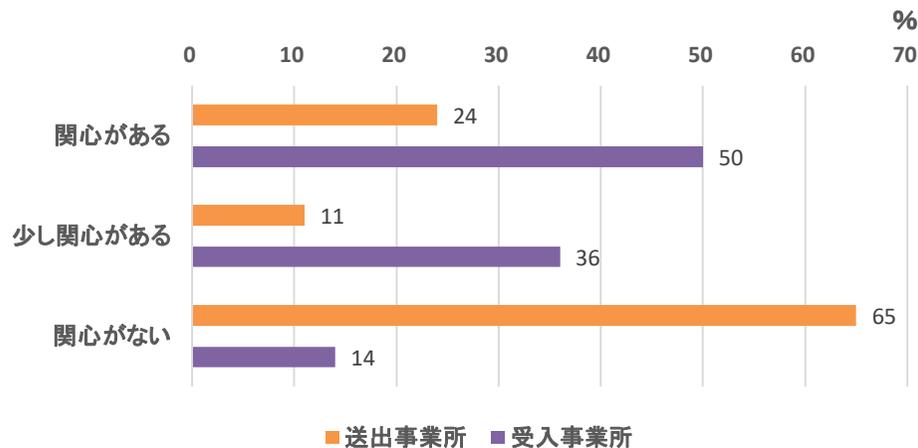
アンケート調査概要

- 調査開始：令和3年5月
- アンケート回答数：送出事業所37社、受入事業所14社
- 調査結果による考察

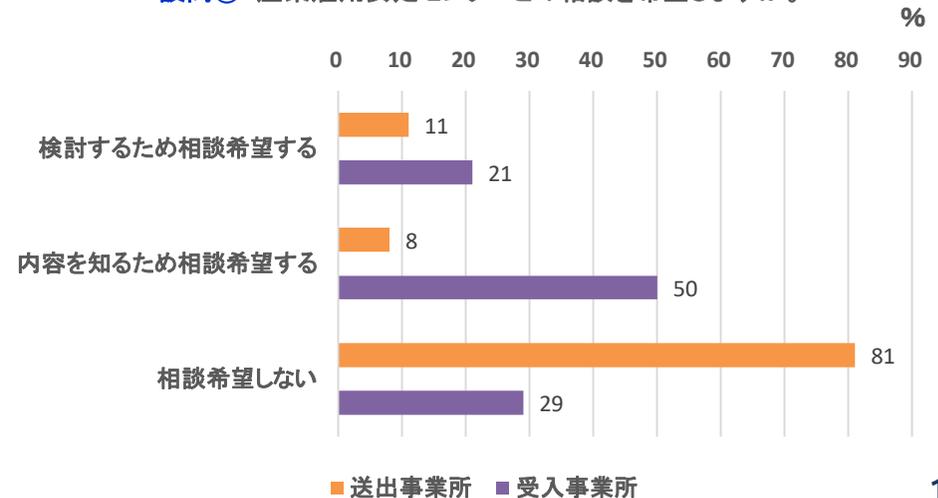
- ①在籍型出向に対する関心は、送出事業所では半数以下に対し、受入事業所では9割以上の関心の高さだった。
- ②関心はあるが相談は希望しないと回答した事業所が、送出事業所に多くみられた。
- ③相談希望の内容は、在籍型出向全般に関することが、送出・受入双方の事業所ともに最も多かった。
- ④送出事業所の関心がある理由として、休業以外に雇用維持の方法を検討したいためとの回答が最も多かった。
- ⑤逆に送出事業所の関心がない理由としては、休業による雇用維持が適切な方法との回答が最も多かった。

今回の調査結果から、送出事業所において制度に興味・関心はあるが、出向労働者の選定が困難、休業による雇用維持は適切な方法であるとの回答が多くあったことから、今後、送出事業所を主な対象として制度の理解促進、周知の強化を図っていく必要がある。

設問① 在籍型出向に関心はありますか。

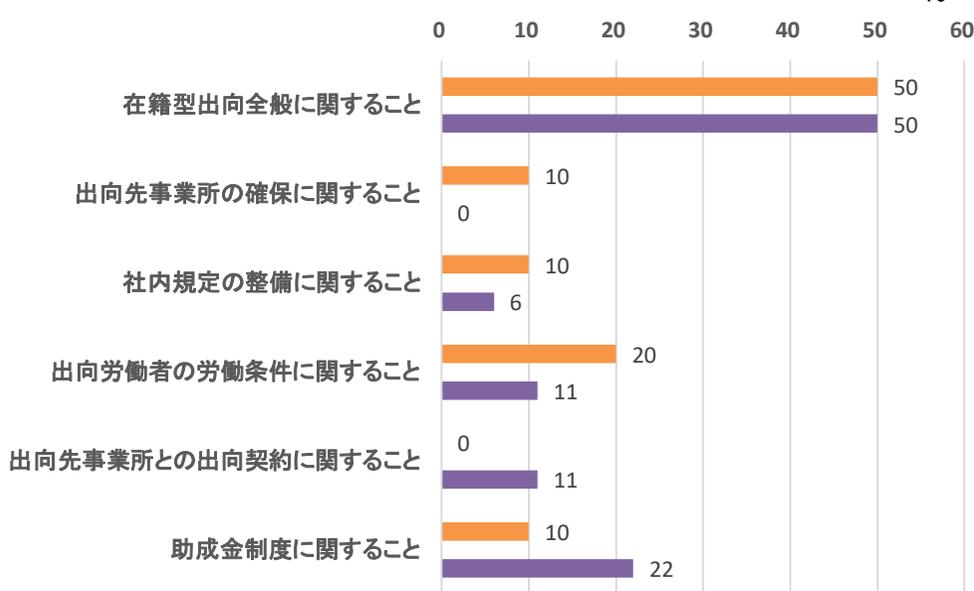


設問② 産業雇用安定センターとの相談を希望しますか。

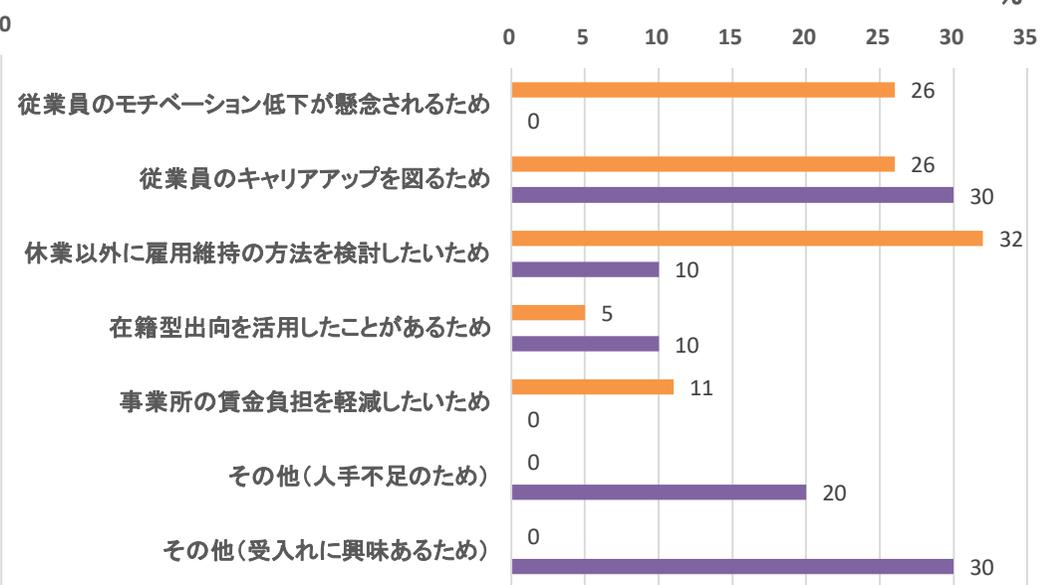


福井労働局における在籍型出向支援の取組について③アンケート概要

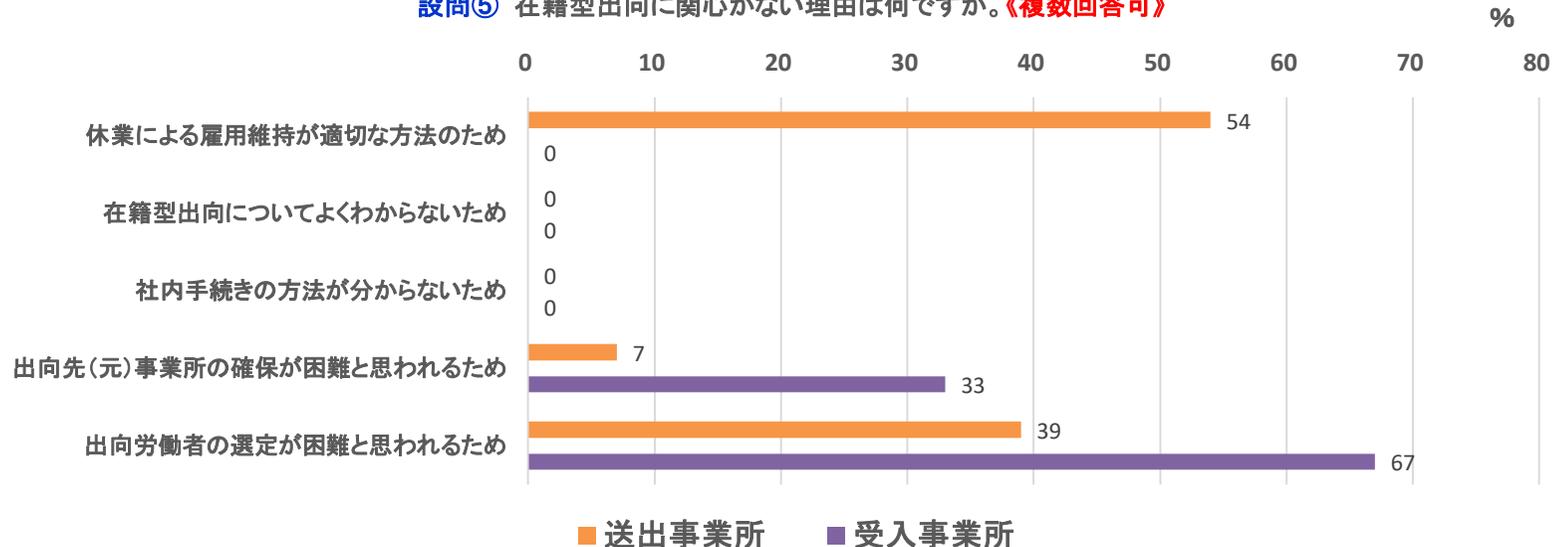
設問③ どのような内容の相談を希望しますか。《複数回答可》



設問④ 在籍型出向に関心がある理由は何ですか。《複数回答可》



設問⑤ 在籍型出向に関心がない理由は何ですか。《複数回答可》



- 最近の福井県における雇用失業情勢は、有効求人倍率が高水準で推移しており、コロナ禍の影響を受けている産業も一部あるものの、全体としては、製造業をはじめ足下の雇用失業情勢は良好である。
- 一方、全国的に長期化する新型コロナウイルス感染状況等が、雇用に与える影響も懸念され、雇用調整助成金の申請件数が、令和3年度に入っても1日100件前後と高止まりで推移していることから、労働者の雇用維持の支援は依然として重要な取組である。
- そのため、福井労働局・ハローワークとしては、引き続き雇用維持等の支援の周知に努めるとともに、産業雇用安定センターとの連携の強化を図り、福井県雇用シェア促進協議会の構成員の協力を得ながら、着実に在籍型出向の支援を推進していくこととしている。